

—「山の日」をつくろう—
全国「山の日」協議会 趣意書

日本は国土の7割近くを山地がしめる山の国です。日本人は、古くから山に畏敬の念を抱き、森林の恵みに感謝し、自然とともに生きてきました。山の恵みは清流を生み、田畑を潤してわが国を囲む海へと流れ、深く日常生活とかかわりながら、豊かな心をも育んできました。

私たちは、愛する日本に、国民の祝日「山の日」を制定することを提案してまいりました。「山の日」は山の恵みに感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを銘記する日です。山々が身体の健康や心の健康に、欠くことのできない国民の財産であることを再確認し、山との深いかかわりを考える日にしたいと思います。

わが国の文化は、「山の文化」と「海の文化」の融合によって、その根幹が形成されたといわれます。しかしながら「海の日」は祝日とされているのに、対をなす「山の日」は除かれています。日頃「山」と親しんでいる私たちは、このことを極めて残念に思い、山がいつまでも心のよりどころであり続けるため、「山の日」制定に広く国民の理解を求めたいと考えます。

ご存知のように国民の祝日は、国民と国会が決めることがらです。その国会では、超党派の国会議員による「山の日」制定議員連盟の努力により、ようやく「山の日」を祝日とする法案が可決しました。2016年8月11日から施行されるものです。わたしたちは、地方自治体、各種民間企業、自然保護団体、学術団体、登山等野外活動団体など、山に係る広範な人々の力をひとつにして、全国「山の日」協議会への参画をお願いし、「山の日」制定からの各種活動を国民に働きかけたいと存じます。

富士山の世界文化遺産登録は、その文化、伝統、信仰、景観への憧れ、すぐれた芸術の創出など、様々な要素を世界が大切な財産と認めたからです。その一方で、山はいま多くの問題をかかえています。山林の荒廃、良質な水源・資源等の確保、各種開発と環境保全、動植物保護と適正管理、観光等地域活性化と適正利用、登山愛好者の遭難事故多発、東北の山々の除染など。将来を見据えた「山」のビジョンが求められています。

「山の日」制定が課題解決に向けた重要な契機になることを祈念し、みなさまの全国「山の日」協議会へのご参加を、心からお願いいたします。

全国「山の日」協議会 発起人一同

「山の日」制定の歩みと 全国「山の日」協議会の活動

- 1956年 マナスル登頂等で国民的登山ブームが起こる。
- 1958年 富山県立山での登山大集会で「山の日をつくろう宣言」。
- 1991年 日本山岳ガイド協会(旧名 日本アルパインガイド協会)が、10月3日を「登山の日」として集会
- 1995年 (平成7年)「海の日」が国民の祝日に。
- 1997年 山梨県で「山の日」行事始まる。その後、広島県、大阪府、岐阜県、群馬県と「山の日」制定へ。
- 2002年 国際山岳年。日本委員会で一連の行事を行う。山に係る諸学術、民族、環境に焦点をあてた。「山の日をつくろう」宣言も。
- 2008年 文化功労者、作曲家 船村徹氏、新聞紙上で「山の日」を国民の祝日に提唱した。
- 2010年 山岳5団体(日本山岳協会、日本山岳会、日本勤労者山岳連盟、日本山岳ガイド協会、日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト)による、「山の日」制定協議会発足。『山を考える』リーフレットを4種類制作し全国各地に配布。
- また、各地の運動と連携し、「山の日」啓発に努める。10月以降同協議会より国会議員、地方自治体首長等への働きかけ。
- 2012年 6月、国際山岳年プラス10「みんなで山を考えよう」開催。
- 10月、「山の日」制定協議会主催【「山の日」ネットワーク東京会議】開催。本活動により関係諸官公庁、自治体、マスコミ等に周知。山岳団体として6月の第一日曜日を「山の日」として提案。
- 2013年 4月、超党派「山の日」制定議員連盟発足。以後100名を超す衆参両院議員が参加し、12回にわたる勉強会を開催。
- また、4月以降、上記山岳5団体を中心に、各地で講演、「山の日」活動を展開。長野県は、新たに「山の日」制定の動き。
- 6月22日、「富士山」世界文化遺産登録。
- 11月11日、全国「山の日」制定協議会発足。全国へ働きかけ開始。
- 11月22日、超党派「山の日」制定議員連盟は、8月11日を祝日「山の日」に制定と意見集約。
- 全国「山の日」制定協議会会員募集開始。

- 2014年 1月、超党派「山の日」制定議員連盟は、通常国会の会期中に「山の日」法案を提出すべく活動を始める。
- 2月、全国「山の日」制定協議会、第二次会員募集開始。また、会のウェブサイト yamanohi.net を構築。全国での「山の日」運動のネットワークのセンターを担う予定。
- 3月4日、全国「山の日」制定協議会臨時総会および勉強会を開催。「山の日」制定後の運動展開を視野に、会規定を改定。
- 3月28日、超党派「山の日」制定議員連盟は、衆議院に「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」(通称、「山の日」法案)を提出。
- 4月23日、「山の日」法案、衆議院内閣委員会で可決。
- 4月25日、「山の日」法案、衆議院本会議で賛成多数で可決。
- 5月22日、「山の日」法案、参議院内閣委員会で可決。
- 5月23日、「山の日」法案、参議院本会議で賛成多数で可決。
8月11日が国民の祝日「山の日」となる。
- 5月28日、全国「山の日」制定協議会総会開催。政、官、自治、経、学術、地域、環境、山岳その他、多くの分野から出席。
会の名称を、**全国「山の日」協議会**に改めた。
- 「山の日」が施行される2016年8月11日を視野に周知運動を展開すること、および各分野で「山の日」運動をどのように行うかを起案することを決定。
- 5月以降、全国各地での「山の日」周知と「山を考える」運動を展開中。
第三次会員募集開始。各分野の会員を募集中。

以上

全国「山の日」協議会

発起人名簿（アイウエオ順、敬称略）

1. 阿部 守一 長野県知事
2. 安藤 宏基 日清食品ホールディングス株式会社 代表取締役社長・CEO
3. 内田 和也 明治海運株式会社 代表取締役社長
4. 漆原 良夫 衆議院議員
5. 衛藤 征士郎 衆議院議員、
超党派「山の日」制定議員連盟 会長
6. 岡島 成行 公益社団法人日本環境教育フォーラム 理事長
7. 尾上 昇 公益社団法人日本山岳会 評議員(前会長)
8. 柿沢 未途 衆議院議員
9. 梶 正彦 タタ・コンサルタンシー・サービス・ジャパン株式会社 相談役(前会長)
10. 神崎 忠男 公益社団法人日本山岳協会 会長
11. 國島 芳明 岐阜県高山市長
12. 穀田 恵二 衆議院議員
13. 鈴木 克昌 衆議院議員
14. 谷垣 禎一 衆議院議員、
公益社団法人日本山岳ガイド協会 会長
15. 福田 富一 栃木県知事
16. 藤井 孝男 衆議院議員
17. 藤原 忠彦 長野県川上村長、全国町村会長
18. 船村 徹 一般社団法人全国音楽著作権協会 名誉会長、
作曲家、文化功労者
19. 松沢 哲郎 京都大学教授、国際霊長類学会 会長、文化功労者
20. 水嶋 一雄 日本大学教授、国際山岳年+10 代表

以上

全国「山の日」協議会 規約

第一条 (名称および団体)

本会は、全国「山の日」協議会と称し、任意団体とする。

第二条 (事務所)

本会は、事務所を東京都新宿区三栄町18番地 丸藤ビル201号に置く。

第三条 (目的)

本会は、日本国に祝日「山の日」を制定すること、その意義を広く国民に伝えること、および「山の日」にかかわる広範な分野の発展に寄与することを目的とする。

第四条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するための各種事業を行うことができる。

第五条 (年度)

本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
但し、初年度は発起の日より翌年3月末日とする。

第六条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同する団体、個人とする。

第七条 (入会)

本会所定の入会書式に記入し、所定の会費を納めることにより入会できる。

第八条 (会費)

団体は年度一口3万円、個人は年度一口5千円とする。

第九条 (退会)

会員は、所定の退会届を提出することにより退会できる。但し、既納の会費は返還しない。

第十条 (総会)

毎年5月に会長が招集し、以下の議事を行い、出席者の過半数をもって決議する。

第十一条 (役員)

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、監事1名をもって役員会を構成する。
会長は総会において選出し、その他の役員は会長が委嘱する。

第十二条 (任期)

役員任期は2年とし、重任は妨げない。

第十三条 (会長)

会長は、本会の会務を総括する。

第十四条 (副会長)

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

第十五条 (事務局長)

事務局長は、会長を補佐し、本会の会務を執行する。

第十六条 (監事)

監事は、本会の会務および経理を監査し、総会で報告する。

第十七条 (顧問)

本会の目的を達成するため、役員会の推薦で顧問若干名を置くことができる。

第十八条 (運営)

本会の運営については、役員会で定める。

第十九条 (運営費用)

本会の運営諸費用（事務所費、会場費、人件費、通信費等）は、会費をもってこれに充てる。

第二十条 (その他)

本規約に定めのない事項については、役員会で定める。

第二十一条 (解散)

本会は、国民の祝日「山の日」が制定され、その意義を広く国民につたえ、「山の日」にかかわる広範な分野の発展をみることにより解散する。剰余の会費は、解散総会を開催し、同種の団体または事業に寄付する。

以上

2014年5月28日改訂

全国「山の日」協議会
役員名簿

| | |
|-----------|-----------|
| 会 長 | 谷 垣 禎 一 |
| 副会長（会長代行） | 衛 藤 征 士 郎 |
| 副会長 | 安 藤 宏 基 |
| 副会長 | 尾 上 昇 |
| 副会長 | 國 島 芳 明 |
| 副会長 | 福 田 富 一 |
| 副会長 | 藤 原 忠 彦 |
| 副会長 | 松 沢 哲 郎 |
| 監 事 | 梶 正 彦 |
| 事務局長 | 磯 野 剛 太 |

顧 問 名 簿

| | |
|-----|-----------|
| 顧 問 | 阿 部 守 一 |
| 顧 問 | 内 田 和 也 |
| 顧 問 | 漆 原 良 夫 |
| 顧 問 | 岡 島 成 行 |
| 顧 問 | 柿 沢 未 途 |
| 顧 問 | 神 崎 忠 男 |
| 顧 問 | 穀 田 恵 二 |
| 顧 問 | 鈴 木 克 昌 |
| 顧 問 | 成 川 隆 顕 |
| 顧 問 | 羽 田 雄 一 郎 |
| 顧 問 | 藤 井 孝 男 |
| 顧 問 | 船 村 徹 |
| 顧 問 | 水 嶋 一 雄 |

以 上

※名簿は、役職毎にアイウエオ順

全国「山の日」制定協議会

活動の中間報告と今後の活動（関連事業含む）

中間報告

2013年11月11日～2014年5月27日

2013年11月11日 発起人会・設立総会・懇親会
11月13日 第一次入会申し込み開始
12月24日 「山の日」ホームページ始動
2014年3月04日 勉強会・臨時総会・懇親会
3月05日 第二次入会申し込み開始
5月20日 安全ハンドブック兼「山の日」
アピール・ブック 配布開始

※日本山岳ガイド協会 各地「公開講座」および関係諸機関で配布

5月24日長野県飯田市、5月27日大分県大分市、

5月27日 栃木県「山の日」をつくろう
シンポジウム

現在会員数 法人・団体 48 個人 100

今後の活動

2014年5月28日～2015年3月31日

5月28日 勉強会・通常総会・懇親会
5月29日 第三次会員募集開始
5月31日 「山の日」を考える 広島会議
6月1日 広島「山の日」県民の集い
6月1日 東京 高尾山「山の日」アピール

※日本山岳ガイド協会 各地「公開講座」

6月4日大阪市中央区、6月7日名古屋市名駅、6月11日東京都新宿区、

6月18日長野県松本市、6月26日富山県富山市、9月24日名古屋市、

10月4日山梨県南アルプス市、10月7日東京都新宿区、10月16日静岡県

静岡市 開催日予定：広島、山形

6月 7日 名古屋 夏山フェスタ
6月 7日 「信州山の日」50日前カウントダウンイベント
6月 8日 名古屋「山の日」フォーラム
7月 27日 「信州山の日」制定
8月 10日～12日
長野県上高地「山の日」集会

11月 22日～26日

広島市 日本山岳協会
「広島山岳平和祭」(仮称)
※「山の日」のアピールを展開

11月 29～30日 松本市 岳都松本 山岳フォーラム

2015年2月

全国「山の日」シンポジウム(予定)

※各分野からの発表および研究

【今後の活動について】

企業・団体を中心にさらに多くの会員を集め、本年9月より、2年間で掛けて、全国でのアピール活動を展開する。「山の日」アピール・ロゴ等を製作し、各団体・企業・地域の告知・チラシ等に張り付けてもらうような方式を採用したい。6月中に運営委員会を構築し、会員、各地、各団体の情報共有およびアピールネットワーク等の形を整えたい。具体案については、運営委員会開催後に発表したい。

以上